

# 青森県報

第二百二十五号

令和二年  
二月二十六日  
(水曜日)

## 目次

### 規 則

### 告 示

- 青森県公衆浴場規則の一部を改正する規則……………(保健衛生課) ……一
- 生活保護法による指定介護機関の居宅介護事業所の所在地変更の届出……………(健康福祉課) ……二
- 生活保護法による指定介護機関の介護予防事業所の所在地変更の届出……………(同) ……二
- 生活保護法による指定介護機関の介護予防・日常生活支援事業所の所在地変更の届出……………(同) ……三
- 生活保護法による指定介護機関の特定福祉用具販売事業所の所在地変更の届出……………(同) ……三
- 生活保護法による指定介護機関の特定介護予防福祉用具販売事業所の所在地変更の届出……………(同) ……三
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の居宅介護事業所の所在地変更の届出……………(同) ……三
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の介護予防事業所の所在地変更の届出……………(同) ……四
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の介護予防・日常生活支援事業所の所在地変更の届出……………(同) ……四

地変更の届出……………(同) ……四

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の特定福祉用具販売事業所の所在地変更の届出……………(同) ……五

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の特定介護予防福祉用具販売事業所の所在地変更の届出……………(同) ……五

○漁港の保全上支障のある行為を禁止する区域等の指定の一部改正……………(漁港漁場整備課) ……五

### 出先機関

○道路の位置の指定……………(上北地域民局) ……六

○右……………(下北地域民局) ……六

## 規 則

青森県公衆浴場規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年二月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県規則第二号

#### 青森県公衆浴場規則の一部を改正する規則

青森県公衆浴場規則(昭和二十八年十一月青森県規則第百十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号口を次のように改める。

口 次のいずれかに適合したものであること。ただし、塩素化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒している等の理由により知事が有機物(全有機炭素(T

OC)の量の測定結果を適用することが適当でないときは、(2)に適合したものであること。

(1) 有機物(全有機炭素(TOC)の量)は、一リットルにつき八ミリグラムを超えないこと。

(2) 過マンガン酸カリウム消費量は、一リットルにつき二十五ミリグラムを超えないこと。

別表第一第二号ハ中「水素イオン濃度」を「pH値」に改め、同号ニを次のように改める。

ニ 次のいずれかに適合したものであること。ただし、塩素化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒している等の理由により知事が有機物(全有機炭素(TOC)の量)の測定結果を適用することが適当でないときは、(2)に適合したものであること。

(1) 有機物(全有機炭素(TOC)の量)は、一リットルにつき三ミリグラムを超えないこと。

(2) 過マンガン酸カリウム消費量は、一リットルにつき十ミリグラムを超えないこと。

別表第一第二号ホ中「大腸菌群は、五十ミリリットル中に」を「大腸菌は、」に改める。

附則

この規則は、令和二年五月一日から施行する。

告示

青森県告示第百二十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和二年二月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分	
		名称	居宅介護事業者
有限会社 ダスキ ン十和田	有限会社 ダスキ ン十和田	名称	居宅介護事業者
秋田県鹿角市十和田大角	秋田県鹿角市十和田大角	主たる事務所の所在地	居宅介護事業者の種類
福祉用具貸与	福祉用具貸与	名称	居宅介護事業者
ダスキ ンヘルス レント弘 前システ ム	ダスキ ンヘルス レント弘 前システ ム	名称	居宅介護事業者
弘前市大字野田二丁目一	弘前市大字野田二丁目一	所在地	変更年月日
令和元・九・七	令和元・九・七		

青森県告示第百二十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和二年二月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分	
		名称	介護予防事業者
有限会社 ダスキ ン十和田	有限会社 ダスキ ン十和田	名称 <td>介護予防事業者</td>	介護予防事業者
秋田県鹿角市十和田大角	秋田県鹿角市十和田大角	主たる事務所の所在地	介護予防事業者の種類
福祉用具貸与	福祉用具貸与	名称 <td>介護予防事業者</td>	介護予防事業者
ダスキ ンヘルス レント弘 前システ ム	ダスキ ンヘルス レント弘 前システ ム	名称 <td>介護予防事業者</td>	介護予防事業者
弘前市大字野田二丁目一	弘前市大字野田二丁目一	所在地	変更年月日
令和元・九・七	令和元・九・七		

青森県告示第百二十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防・日常生活支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和二年二月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後		変更前		区 分	
名称	有 限 公 司 ハ ー ル ト	名称	有 限 公 司 ハ ー ル ト	支 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 事 業 者	支 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 事 業 者
主たる事務所の所在地	平 川 市 柏 木 町 東 田 四 四 の 六	主たる事務所の所在地	平 川 市 柏 木 町 東 田 四 四 の 六	介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 事 業 の 種 類	介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 事 業 の 種 類
訪問型サービス	サ ー ビ ス 訪 問 型	訪問介護	サ ー ビ ス 訪 問 型	支 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 事 業 所	支 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 事 業 所
所在地	平 川 市 新 館 藤 卷 一 四 の 一	所在地	平 川 市 本 町 一 野 二 四 の 一 平 野 二 四 の 二 平 野 二 四 の 三 平 野 二 四 の 四	変 更 日	変 更 日
令和二年二月二十六日		令和二年二月二十六日		令和二年二月二十六日	

青森県告示第百二十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から特定福祉用具販売事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和二年二月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後		変更前		区 分	
名称	特定福祉用具販売事業者	名称	特定福祉用具販売事業者	支 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 事 業 者	支 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 事 業 者
主たる事務所の所在地	平 川 市 新 館 藤 卷 一 四 の 一	主たる事務所の所在地	平 川 市 新 館 藤 卷 一 四 の 一	介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 事 業 の 種 類	介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 事 業 の 種 類
訪問型サービス	サ ー ビ ス 訪 問 型	訪問介護	サ ー ビ ス 訪 問 型	支 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 事 業 所	支 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 事 業 所
所在地	平 川 市 新 館 藤 卷 一 四 の 一	所在地	平 川 市 新 館 藤 卷 一 四 の 一	変 更 日	変 更 日
令和二年二月二十六日		令和二年二月二十六日		令和二年二月二十六日	

変更後		変更前		区 分	
名称	有 限 公 司 ダ ス キ ン 十 和	名称	有 限 公 司 ダ ス キ ン 十 和	支 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 事 業 者	支 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 事 業 者
主たる事務所の所在地	秋 田 県 鹿 角 市 一 本 木 平 一 〇 の 二	主たる事務所の所在地	秋 田 県 鹿 角 市 一 本 木 平 一 〇 の 二	介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 事 業 の 種 類	介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 事 業 の 種 類
名称	ダ ス キ ン ヘ ル ス レ ン ト シ ョ ン	名称	ダ ス キ ン ヘ ル ス レ ン ト シ ョ ン	支 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 事 業 所	支 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 事 業 所
所在地	弘 前 市 大 字 野 田 一 丁 目 一 の 一	所在地	弘 前 市 大 字 野 田 一 丁 目 一 の 一	変 更 日	変 更 日
令和二年二月二十六日		令和二年二月二十六日		令和二年二月二十六日	

青森県告示第百二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から特定介護予防福祉用具販売事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和二年二月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後		変更前		区 分	
名称	有 限 公 司 ダ ス キ ン 十 和	名称	有 限 公 司 ダ ス キ ン 十 和	支 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 事 業 者	支 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 事 業 者
主たる事務所の所在地	秋 田 県 鹿 角 市 一 本 木 平 一 〇 の 二	主たる事務所の所在地	秋 田 県 鹿 角 市 一 本 木 平 一 〇 の 二	介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 事 業 の 種 類	介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 事 業 の 種 類
名称	ダ ス キ ン ヘ ル ス レ ン ト シ ョ ン	名称	ダ ス キ ン ヘ ル ス レ ン ト シ ョ ン	支 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 事 業 所	支 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 事 業 所
所在地	弘 前 市 大 字 野 田 一 丁 目 一 の 一	所在地	弘 前 市 大 字 野 田 一 丁 目 一 の 一	変 更 日	変 更 日
令和二年二月二十六日		令和二年二月二十六日		令和二年二月二十六日	

青森県告示第百二十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和二年二月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分	
		名称	居宅介護事業者
ハールト ポール 有限公司	平川市柏木 町東田四四 の六	主たる事務 所の所在地	居宅介護 事業者
訪問介護	訪問介護 南津軽	居宅介護 事業者の種 類	居宅介護 事業者
変更後	変更前	名称	居宅介護事業者
十和 ダスキ ン有限 会社	秋田県鹿角 市十和田大 湯字一本木 平一〇の二	名称	居宅介護事業者
訪問介護	訪問介護	所在地	年月日 変更
ハールト ポール 有限公司	平川市本町 一野二四の ビル二階野	名称	年月日 変更
訪問介護	訪問介護	所在地	年月日 変更
変更後	変更前	名称	年月日 変更
十和 ダスキ ン有限 会社	弘前市大字 一野二丁目	名称	年月日 変更
訪問介護	訪問介護	所在地	年月日 変更
変更後	変更前	名称	年月日 変更
十和 ダスキ ン有限 会社	弘前市大字 三の二丁目	名称	年月日 変更
訪問介護	訪問介護	所在地	年月日 変更

青森県告示第百二十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和二年二月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分	
		名称	介護予防事業者
十和 ダスキ ン有限 会社	秋田県鹿角 市十和田大 湯字一本木 平一〇の二	主たる事務 所の所在地	介護予防 事業者
訪問型 サービス	訪問型 サービス	介護予防 事業者の種 類	介護予防 事業者
変更後	変更前	名称	介護予防事業者
十和 ダスキ ン有限 会社	弘前市大字 一野二丁目	名称	介護予防事業者
訪問型 サービス	訪問型 サービス	所在地	年月日 変更
変更後	変更前	名称	年月日 変更
十和 ダスキ ン有限 会社	弘前市大字 三の二丁目	名称	年月日 変更
訪問型 サービス	訪問型 サービス	所在地	年月日 変更

青森県告示第百二十九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防・日常生活支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和二年二月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分	
		名称	介護予防・日常生活支援事業者
ハールト ポール 有限公司	平川市柏木 町東田四四 の六	主たる事務 所の所在地	介護予防 事業者
訪問型 サービス	訪問型 サービス	介護予防 事業者の種 類	介護予防 事業者
変更後	変更前	名称	介護予防事業者
ハールト ポール 有限公司	平川市本町 一野二四の ビル二階野	名称	介護予防事業者
訪問型 サービス	訪問型 サービス	所在地	年月日 変更
変更後	変更前	名称	年月日 変更
ハールト ポール 有限公司	弘前市大字 三の二丁目	名称	年月日 変更
訪問型 サービス	訪問型 サービス	所在地	年月日 変更

青森県告示第百三十号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から特定福祉用具販売事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和二年二月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区 分		変 更 年月日
		名 称	主たる事務所の所在地	
田 有 限 会 社 ダ ス キ ン 十 和	秋 田 県 鹿 角 市 十 和 田 大 湯 字 一 本 木 平 一 〇 の 二	ダ ス キ ン ヘ ル ス レ ン ト 弘 前 ス テ ー シ ヨ ン	弘 前 市 大 字 野 田 二 丁 目 一 の 一	令 和 二 年 二 月 二 十 六 日
			弘 前 市 大 字 川 先 一 丁 目 三 の 一 二	

青森県告示第百三十一号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から特定福祉用具販売事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和二年二月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区 分		変 更 年月日
		名 称	主たる事務所の所在地	
田 有 限 会 社 ダ ス キ ン 十 和	秋 田 県 鹿 角 市 十 和 田 大 湯 字 一 本 木 平 一 〇 の 二	ダ ス キ ン ヘ ル ス レ ン ト 弘 前 ス テ ー シ ヨ ン	弘 前 市 大 字 野 田 二 丁 目 一 の 一	令 和 二 年 二 月 二 十 六 日
			弘 前 市 大 字 川 先 一 丁 目 三 の 一 二	

青森県告示第百三十二号

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三十七号）第三十九条第五項及び同項第二号の規定により、平成二十年三月二十一日青森県告示第二百二十八号（漁港の保全上支障のある行為を禁止する区域等の指定）をもって公示した禁止区域（禁止物件）及び指定の適用期間を変更したので、同告示の一部を次のように改正する。

令和二年二月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

第一号の表十三漁港の項を次のとおり改める。

十三漁港	十三地区	十三漁港区域のうち別図六に示す区域	漁船以外の船舟（監視船、警備船、漁港の工事に従事する船舟その他公務に従事する船舟を除く。）
脇元地区	十三湊地区	十三漁港区域のうち別図六の二に示す区域	漁船以外の船舟（監視船、警備船、漁港の工事に従事する船舟その他公務に従事する船舟を除く。）
		十三漁港区域のうち別図七に示す区域	漁船以外の船舟（監視船、警備船、漁港の工事に従事する船舟その他公務に従事する船舟を除く。）

第一号の表脇元漁港の項を削る。  
第二号中「平成三十年二月十六日」を「令和二年二月二十六日」に改める。

別図七中「脇元漁港」を「脇元地区」に改める。

「脇元地区」  
「十三漁港」

出先機関

上北地域県民局告示第三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土整備部建築住宅課、上北地域県民局地域整備部及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和二年二月二十六日

上北地域県民局長 楠美祥行

位置	延長	幅員	指定年月日
十和田市元町西三丁目一五六の一	九六・七五メートル	六・〇〇メートル	令和二年二月二十六日

下北地域県民局告示第一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六

年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。  
なお、その関係図面は、青森県土整備部建築住宅課、下北地域県民局地域整備部及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和二年二月二十六日

下北地域県民局長 沼岡健

位置	延長	幅員	指定年月日
むつ市横迎町二丁目三四〇の一八、三四〇の二〇、三四〇の二一及び三四〇の三八地先	二五・二八メートル	六・〇八メートルから六・一一メートルまで	令和二年二月二十六日

（発行者・発行人）  
青森市長 島一丁目一番一号 青森県

（印刷所・販売人）  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円七十三銭